

時期	医療審議会、医療計画部会開催日程	その他
24年4月		<ul style="list-style-type: none"> 国から大臣告示、医療計画作成指針、疾病ごとの構築指針発出
5月	<p>5月28日(月) 24年度第1回医療審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療計画作成指針 県計画の基本方針案及び構成案 医療計画部会会員指名 条例改正の内容説明、意見を聴取 	<p>4月25日 医療計画見直しワーキンググループ(第1回)開催</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成24年5月～平成25年1月</p> <p>① 5疾病・5事業、在宅医療等の各分野ごとの検討 各分野ごとの協議会において、現行計画の評価、指標に基づく課題の検討、課題解決のための目標設定、目標達成のための施策等について協議を行う。(資料5に詳細を記載)</p> <p>② 各保健医療圏における検討 保健所が、地域医療推進協議会を開催して、地域の課題等を協議してお</p> </div>
6月		
7月	<p>7月30日 第1回医療計画部会</p> <p>【検討案】各協議会等の検討状況をふまえて各疾病・事業の医療提供体制の課題、方向性等検討</p>	
8月		
9月		
10月	<p>10月12日 第2回医療計画部会</p> <p>【検討案】第1回を踏まえ、構成、基本方針を確定</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏の検討 基準病床数の検討(※仮数値による) 	<p>7月13日 医療計画見直しワーキンググループ(第2回)開催</p>
	<p>10月23日 24年度第2回医療審議会</p> <p>【中間報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部会の検討状況報告等 医療計画の構成、基本方針を報告し、医療圏・基準病床の検討状況を説明 	<p>10月26日 医療計画見直しワーキンググループ会議(第3回)開催</p>
11月		<p>1月11日 医療計画見直しワーキンググループ(第4回)開催</p>
12月		
25年1月～	<p>1月31日 24年度第3回医療審議会</p> <p>【中間報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織会、計画部会員の指名 医療計画の検討状況の報告 青森県医療法施行条例案の報告 	
	<p>1月31日 第3回医療計画部会</p> <p>【検討案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療計画素案(第1版)を検討 	
2月	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p align="center">パブリックコメントで公表する医療計画案について</p> <p>①2月初旬に、医療計画部会の意見を反映した素案(第2版)を作成</p> <p>②素案(第2版)について、医療審議会委員、部内各課、保健所に意見照会(2月中旬)</p> <p>③②を踏まえて、パブリックコメントを行う医療計画案を作成、し、2月中旬に、計画部会長、医療審議会会長及び職務代理者の了解を頂く。</p> </div>	
	<div style="border: 1px solid pink; padding: 5px; text-align: center;"> <p>2月中旬～3月中旬</p> <p>計画案に対する、関係団体、市町村等の意見聴取 パブリックコメント実施</p> </div>	
3月	<p>3月下旬 24年度第4回医療審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療計画案最終案を医療審議会に諮問、審議会より答申 	<p>3月中旬～下旬</p> <p>医療計画案に関係団体、市町村の意見、パブリックコメント等の意見を反映させ、医療計画最終案をまとめる。</p>
	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <p>計画を作成</p> </div>	

5 疾病5事業及び在宅医療の医療体制を担う個別医療機関の明示について

前回の医療計画から、各医療機能を担う医療機関等の名称を医療計画に記載することとされているが、新計画においても同様に、各医療機能区分の「求められる事項」に合致した医療機関を掲載する。

1 計画への掲載方法

- 医療計画で定めた医療機能区分の「求められる事項」に合致した医療機関を掲載
- (例)のように計画冊子に医療機関名を掲載するものと、掲載しないものに分ける。
 - A：公的に指定されているなど、医療機能を有することが明らかであるもの
(計画冊子に明示)。
 - B：医療機能区分に該当するか全医療機関に対し、手挙げ方式での調査が必要なもの
(計画冊子に明示せず)。
- A、Bいずれもホームページに医療機関名を明示するとともに、定期的に更新。

(例) 計画冊子の「がんの医療体制」(案)

区分	【がんの予防】	【がん治療】			【がんの療養支援】
機能	がんを予防する機能	がん診療機能			在宅療養支援機能
医療機関名	医療機関	がん診療医療機関	がん診療連携推進病院 (県認定)	がん診療連携拠点病院 (国指定)	がんの療養支援を担う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション
求められる事項	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

注：図中の矢印は、医療機関名欄の「医療機関」が「がん診療医療機関」に指し、また「がん診療連携推進病院(県認定)」と「がん診療連携拠点病院(国指定)」の両方を「A」で括弧括弧し、さらに「がん診療連携推進病院(県認定)」を「B」で括弧括弧している。

2 ホームページによる医療機関名の明示までの流れ、調査時期、公表時期について

(1) 医療機関名明示までの流れ

- ① 医療機能区分、求められる事項を医療審議会で了承。
- ② Bの医療機関を把握するため、全医療機関に調査要領及び調査用紙を送付。一定の期間を設けて回収。
- ③ 調査結果をもとにホームページに個別医療機関名を明示
以後、情報を更新(各医療機関は状況に変更が生じた都度、報告)

(2) 調査及び公表時期

「医療機能区分」及び「求められる事項」を医療審議会で了承した後、調査を実施し、公表。調査は年度明けに実施し、回収後に整理して速やかにホームページに掲載する。

3 公表内容の更新等について

「青森県保健医療計画に定める疾病又は事業ごとの医療機関名の公表に関する取扱要領」(平成20年12月16日施行)に基づき、掲載された医療機関の報告事項に変更が生じた場合は、その都度報告を受け、ホームページを更新していく。

青森県保健医療計画に定める疾病又は事業毎の医療機関名の公表に関する取扱要領
＜改正予定＞

(趣旨)

第1 平成18年6月21日付けで公布された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」により、都道府県に策定が義務付けられている医療計画の記載事項として、新たに、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病と、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療の5事業に関する医療体制の構築が追加された。

また、これらの医療体制を確保するに当たっては、4疾病5事業ごとに医療機能を明確にした上で、それらを担う医療機関等の名称を公表し、適切な役割分担と切れ目のない医療体制を構築するが求められている。

このため、本県の医療計画「青森県保健医療計画」に4疾病5事業に係る医療連携体制を定めたところである。

本計画の推進にあたり具体的な医療体制の構築と県民等への情報提供等を目的に各医療機能を担う医療機関名を公表することとし、その取扱に関し必要な事項を定めるものである。

(医療機関名の公表)

第2 県は、青森県保健医療計画に定める4疾病5事業について、各医療機能を担う医療機関名をホームページ等で公表する。

(医療機関名の把握)

第3 各医療機能を担う医療機関名は、次により把握する。

2 4疾病5事業のうち、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病及び小児医療については、医療機関の報告により把握する。

3 救急医療、災害時の医療、へき地の医療、周産期医療については、それぞれの事業における指定等により把握する。

(報告の対象となる医療機関)

第4 第3第2項に係る報告の対象となる医療機関は病院及び一般診療所とする。

ただし、一般診療所については、利用者が限定される医務室（自衛隊、企業、特別養護老人ホーム及び身体障害者施設等に設置された医務室等）を除く。

(報告の方法)

第5 報告対象となる医療機関の開設者は、青森県保健医療計画（平成20年7月）に示すがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児医療の各医療機能の有無について、県に報告するものとする。

2 報告対象となる医療機関の開設者は、報告事項に変更が生じた場合、その都度、変更内容を県に報告するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、青森県保健医療計画に定める疾病又は事業毎の医療機関名の公表に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成20年12月16日から施行する。

医療機能報告書（記載例）（第5関係）

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
医療機関名
開設者氏名

印

青森県保健医療計画に係る医療機能報告書

「青森県保健医療計画に定める疾病又は事業毎の医療機関名の公表に関する取扱要領」第5の規定により、当医療機関の有する医療機能について別添調書のとおり報告します。

医療機能変更報告書（記載例）（第5関係）

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
医療機関名
開設者氏名

印

青森県保健医療計画に定める疾病又は事業毎の医療機能変更報告書

当医療機関の有する医療機能について別添調書のとおりとなったので「青森県保健医療計画に定める疾病又は事業毎の医療機関名の公表に関する取扱要領」第5第2の規定により報告します。

変更年月日 年 月